

一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)

株式会社トーテックは、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

◆次世代育成支援対策推進法とは

次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備する為に、国、地方公共団体、企業国民が担う義務を明らかにした法律で、平成17年4月1日から施行されています。

10年間の時限立法でしたが、法律の有効期限が平成37年度3月31日まで延長されました。

◆次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」とは

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などに取り組むにあたって計画期間、目標、その目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めるものです。

株式会社トーテック 一般事業主行動計画 (第5回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する

1. 計画期間 令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標① : 一般事業主行動計画の周知

〈対策〉

◆令和5年4月~ 一般事業主行動計画について自社ホームページや社内イントラネット等を利用した周知

目標② : 配偶者の出産に伴う休暇・育児休業取得の促進

〈対策〉

◆令和5年4月~ 社内イントラネット等を利用しての規程周知と取得の促進

目標③ : 時間外労働時間の削減

〈対策〉

◆令和5年4月~ 社内会議において定期的に実態報告し、削減策の検討実施